

【重点審議事項の論点整理について（環境・農水常任委員会）】

重点審議事項	委員会における取組状況	主な論点	委員会における主な意見	備 考
琵琶湖環境の再生と継承について	<p>平成27年6月10日 常任委員会 ・平成27年度琵琶湖環境部の主要施策について</p> <p>平成27年7月10日 常任委員会 ・一般所管事項</p> <p>平成27年10月6日 常任委員会 ・「琵琶湖の保全及び再生に関する法律」の成立について ・水草対策の状況について ・オオバナミズキンバイ等の状況について</p> <p>平成28年3月9日 常任委員会 ・琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針（案）について</p> <p>※県内行政調査 平成27年7月22日 琵琶湖環境科学研究所 ・施設の概要と取組状況について</p>	外来水生植物対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・オオバナミズキンバイ等の外来水生植物が琵琶湖の沿岸部で生息しているが、繁殖力が相当強いので、絶滅に向かって努力してもらう必要がある。 ・オオバナミズキンバイを刈り取る場合、根こそぎ除去を行う必要があるが、手作業では難しいため、作業を機械化することが必要である。 ・オオバナミズキンバイについて、現状では北湖の一部を調査しただけで、北湖に自生していないとは言えない。西の湖や伊庭内湖といった内湖を含めて調査を実施して、対策を実施しないと外来水生植物はいくらでもふえる。 ・今琵琶湖で一番大事な問題は、外来水生植物や水草の繁茂である。外来水生植物が琵琶湖で発生して拡大する原因と、効果的な除去方法について、琵琶湖環境科学研究所で研究してほしい。 ・オオバナミズキンバイは、確認後に迅速な対応が必要となる。県が全部を監視することはできないと思うので、琵琶湖の状況を監視できるよう、研究者の方や県民と連携して、迅速に動くことが重要である。 ・ほかの水草と混同して、オオバナミズキンバイが肥料になるのではないかという誤解があるため、焼却しているということを周知徹底してほしい 	

重点審議事項	委員会における取組状況	主な論点	委員会における主な意見	備 考
		水草対策について	<ul style="list-style-type: none"> ・高島地域で水草が臭くてたまらないという声があるので、従来からの水草対策も引き続き実施するべきである。また、水草を刈り取る場合は、種が落ちる前に刈ると効果があるので、その点も踏まえて対策をしてほしい。 ・今年は水草が異常繁茂しており、生活環境の保全のため沿岸部の表層刈り取りも実施するべきだが、国の助成をもらって根こそぎ除去にも力を入れるべきである。根こそぎ除去を行うことにより、水草が三、四年生えない効果がある。また、魚が回流できるよう水草を刈り取ることにより、在来種の復活にも効果があり、平成28年度は事業を拡大して行う必要がある。 ・県の行政として、南湖だけでなく北湖の水草の状況も把握するべきである。 	
		琵琶湖の保全及び再生に関する法律について	<ul style="list-style-type: none"> ・法律が成立して、初めに国が基本方針をつくるときが一番大事だと思う。滋賀県ならではの取り組みや滋賀県の姿勢を国にどのように見せるか、東京事務所に担当者を置いて、常に国と連絡できる体制をつくらないといけない。 ・法律が成立して、スタートダッシュの時に動けるよう、琵琶湖保全再生室の人員体制を充実させる必要がある。 ・琵琶湖の保全及び再生に関する基本方針に生態系の保全及び再生の対象として、水鳥等の鳥類についても記載してはどうか。また、琵琶湖の場合、田んぼが魚のゆりかごや水鳥の餌場となっており、琵琶湖と田んぼのつながりを記載してはどうか。 	

重点審議事項	委員会における取組状況	主な論点	委員会における主な意見	備 考
滋賀県農業・水産業基本計画の策定について	<p>平成27年6月10日 常任委員会 •(仮称)滋賀県農業・水産業基本計画の策定について</p> <p>平成27年7月9日 常任委員会 •(仮称)滋賀県農業・水産業基本計画の素案について</p> <p>平成27年9月9日 常任委員会 •(仮称)滋賀県農業・水産業基本計画の原案について</p> <p>平成27年11月2日 常任委員会 •(仮称)滋賀県農業・水産業基本計画の原案に対して提出された意見・情報とそれらに対する滋賀県の考え方について</p> <p>平成27年12月14日 常任委員会 •報第15号 滋賀県農業・水産業基本計画の策定状況説明書について</p> <p>平成28年1月25日 常任委員会 •滋賀県農業・水産業基本計画(案)について</p> <p>平成28年3月8日 常任委員会 •滋賀県農業・水産業基本計画の策定につき議決を求めることについて</p>	<p>農業の担い手確保について</p> <p>漁業について</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新規就農を戦略的に広げるためには、今ある農業法人への就職だけでなく集落営農に就職できるような経営体をつくる必要がある。会社に就職することと同じような就業体制をつくらないと、農業を本格的にすることは難しいので、そういう面も含めて、指導体制や集落営農のあり方を考えないといけない。 農地中間管理機構の活用により、企業を含めた新規参入者に対する農地の貸付けを推進と記載しているが、農業の担い手は農業法人や集落営農型法人が中心となるべきで、企業を含めたと記載する必要はないのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> 漁業の担い手が減って、高齢化が進んでおり、計画の中に夢と希望が見えるようにしてほしい。 琵琶湖の漁業者をふやすための取り組みの記載が少なく、水産業としてのビジョンを別に策定する必要ある。 琵琶湖の漁獲量の減少には、農業排水の影響があるため、農業排水対策を実施するべきである。 新規漁業就業者数の目標が記載されているが、生計を立てられるだけの所得を確保できるようにしないといけない。 ビワマスの稚魚を買った人に利益が出て、意欲的に取り組む人がふえるような政策をとるべきである。 	平成28年3月に「滋賀県農業・水産業基本計画」策定

重点審議事項	委員会における取組状況	主な論点	委員会における主な意見	備 考
		農産物について	<ul style="list-style-type: none"> ・県の農産物が、安全性とおいしさで海外の消費者に選ばれるような戦略を構築するべきである。 ・県の農政として、滋賀県の特徴を生かしながら農産物のブランド化に力を入れるべきであり、その記載が欠けている。 ・農産物の販売先として、京都にターゲットを絞って、京都マーケットに戦略的に取り組んではどうか。 	
		T P Pへの対応について	<ul style="list-style-type: none"> ・T P Pに対応するため、農産物のブランド化について、国に対して言うべきことを言うとともに、県独自の対策をしっかりととしてほしい。 ・T P Pが発効するとどのような影響があるかということをしっかりと試算した上で、それに対する対策が必要ではないか。 ・T P Pから撤退して、抜本的な対策を実施するという立場に立たないと、滋賀県の農林水産業は守れない 	
		米について	<ul style="list-style-type: none"> ・米の新品種の販売で、消費者の心を揺さぶるためには、ネーミングも重要である。 ・米を海外へ輸出するのであれば、量を確保することが重要で、そのことを踏まえて輸出戦略を考えないといけない。 ・米を国内で販売する場合は、他の米の価格と比較して、この価格帯にするということを考えて交渉しないと、ブランド化につながらない。 ・温暖化が進むなど気候が変わっていることを位置付けて、戦略性をもって奨励品目を切り替えていくということも明記する必要がある。 	

重点審議事項	委員会における取組状況	主な論点	委員会における主な意見	備 考
		最新状況の反映について	<ul style="list-style-type: none"> ・T P P、農地の中間管理機構、担い手の確保等、滋賀県農政として難しい時期に計画を策定しようとしているので、その対策を計画に記載するべきである。 ・いろいろな課題が見えてきたところで、計画の策定に当たっては、最新の状況を反映させる必要がある。 	
		計画の実行について	<ul style="list-style-type: none"> ・計画が策定されたら、進行管理で予算の費用対効果の検証が必要である。 ・計画の内容を県民や市町に知ってもらう必要がある。 ・しがの農業・水産業新戦略プランでは、目標と実績の間に大きな差が生じていたので、新しい計画ではしっかりととした目標を掲げて、予算を含めて実現する努力をしないといけない。 ・県がどのようにして国の予算を取ってくるかが重要である。 ・計画策定後も地域の人口減少の加速化などの状況変化に的確に対応する必要がある。 	
		地域性の反映について	<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少の著しい地域とそうでない地域があり、そのことを視野に入れて計画を策定する必要がある。 ・滋賀県は積雪地とそうでないところで、農業の方法や収入等も違うので、地域毎に指導、助言、支援する政策が必要である。 ・集落みずからが将来の農業、農村の姿を描くということだが、集落によっては、利益が対立する人たちで円満な話が可能か疑問があり、集落の将来や農業の未来を考える知恵者のグループが必要である。 ・滋賀県には薬草の産地があるので、その特性を活かした取り組みができないか、研究してほしい。 	

重点審議事項	委員会における取組状況	主な論点	委員会における主な意見	備 考
		その他について	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の農家で利益を上げているところはＩＣＴを取り入れているので、成功事例を知らせることが必要である。 ・兵庫県の山田錦のような酒米を滋賀県でつくれないか。 ・干拓地の水害対策について、国に対して声を上げるとともに、県独自の防災対策を検討してほしい。 ・畜産のブランド化には、防疫体制の強化が不可欠であり、そのことを明記する必要がある。 ・果樹を植えるなど、耕作放棄地となっている棚田の対策を考える必要がある。 ・マーケットとのつながりをしっかりと持つて情報を得る人が地域の農業農村振興事務所に必要である。 ・農業の基幹水利施設について、耐用年数を迎えるものの3分の1しか対策ができておらず、対策が必要である。 	